



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年12月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人交通安全教育とらふいっくSisters
- 3 代表者の氏名
山崎 油美子
- 4 主たる事務所の所在地
塩尻市大門六番町4番20号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、交通安全教育を通じ、すべての人との係りの中で、いのちの大切さを訴え、交通事故のない安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年12月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アート Blossamかがやき
- 3 代表者の氏名
原 幸恵
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市上郷別府3307番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、文化芸術及びスポーツ活動や社会教育・福祉等に熱意と意欲をもって向上を目指している多数の大人・子供に対して、十分な活動ができる場所の提供とそれぞれの意欲に基づく文化芸術及びスポーツ活動や社会教育・福祉の発展に関する事業を行い、豊かで活力のある人間形成をはかり、ひいては広く公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成24年12月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 日時及び場所
日時 平成25年2月5日（火）
午前9時30分から午後5時15分まで
場所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地
長野県林業総合センター
- 2 講習科目及び時間

(1) 種苗に関する法令	2時間
(2) 種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
(3) 種苗の生産技術に関する事項	2時間
- 3 受講手続
 - (1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）
 - (2) 提出先
住所を管轄する地方事務所（市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課
 - (3) 受付期限
平成25年1月25日（金）
 - (4) 手数料
受講手数料（14,000円）は、長野県収入証紙により（受講申込書に貼って、消印しないこと。）納付すること。
- 4 講習修了証明書
講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。
- 5 その他
受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地方事務所の林務課に行うこと。

森林づくり推進課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成24年12月17日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本 浩司

名称	所在地	廃止年月日
日新建電株式会社	長野市篠ノ井布施高田675番地6	平成24年11月26日

企業局